

令和8年度 OJT 指導者研修実施要領

(目的)

第1 県内の林業従事者数の減少および若年層を中心とした早期離職の増加といった課題に対応するため、林業事業体におけるコミュニケーション向上とチームビルディングの強化を図り、働きやすく定着しやすい職場環境づくりを推進することを目的とする。

併せて、現場職員・管理職・経営者それぞれが同じ目標を共有し、組織として一体的に行動できる基盤を整えることで、持続可能な林業事業体の経営力強化と林業従事者の定着率向上につなげる。

(実施主体)

第2 研修の実施主体は、群馬県とする。

(研修の内容)

第3 研修内容は、林業事業体における職員相互及び現場とのコミュニケーション力を高め、チームで課題に対応する力の向上を図るための研修とする。併せて、互いに学び合う行動意識や安全文化への理解を深め、働きやすく定着しやすい職場環境づくりを推進する。

(1) 研修は階層別研修を3回（経営者向け1回、管理者・職員向け1回、現場従事者向け1回）、報告会を1回、実施するものとする。

(2) 研修のカリキュラムは以下のとおりとする。

日程	カリキュラム	ねらい
1日目	<p>●経営者向け研修</p> <ol style="list-style-type: none">受講生全体でのオリエンテーション（オンライン又はハイブリッド開催）座学研修<ul style="list-style-type: none">経営者の心得について林業事業体における「強い組織」の考え方ワーク<ul style="list-style-type: none">自事業体の現状分析と課題整理他事業体との意見交換・ディスカッション目標設定	経営者が組織づくりの重要性を理解し、「強い組織」とは何かを自らの言葉で整理するとともに、事業体として取り組む目標を明確化する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間中に取り組む組織改善目標の設定 ・相互発表による目標共有 	
2日目	<p>●管理者・職員向け研修</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 座学研修 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の役割 ・コミュニケーション能力の向上 2. 経過報告 <ul style="list-style-type: none"> ・経営者向け研修で設定された目標の確認 ・進捗状況の共有・ディスカッション 3. 目標設定 <ul style="list-style-type: none"> ・現場を見据えた目標へのブラッシュアップ ・相互発表による目標共有 	<p>組織の中核を担う管理者・職員が、経営者の想いと目標を正しく受け止め、現場との橋渡し役としての役割を自覚するとともに、実践的なコミュニケーション力を高める。</p>
3日目	<p>●現場職員向け研修</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 座学研修 <ul style="list-style-type: none"> ・現場で活きる報告・連絡・相談 ・組織内におけるチーム行動の重要性 2. 経過報告 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者・職員向け研修でブラッシュアップされた目標の確認 ・進捗状況の共有・ディスカッション 3. 目標設定 <ul style="list-style-type: none"> ・現場で実践可能な目標へのブラッシュアップ ・相互発表による目標共有 	<p>現場従事者が組織目標を自分事として理解し、日々の業務の中で報告・連絡・相談を含めたコミュニケーションや安全行動を実践できる意識と行動力を高める。</p>
4日目	<p>●報告会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果報告 <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間中における各事業体の取り組み成果を発表 2. 講評・まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・発表内容の講評 ・今後に向けた共有・総括 	<p>取組成果を振り返り、成功事例や課題を共有することで、今後の組織づくりにつながる学びとして定着させる。</p>

(受講者数)

第4 受講者の定員は以下のとおりとする

(1) 各受講団体

経営者	管理職・職員	現場従事者	定員
各階層でそれぞれ1～2名			3～6名

(2) 受講団体は8団体までとする。

(受講対象者)

第5 研修の受講対象者は次のア～ウを満たすものとする。

ア 受講団体が、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき群馬県が公表している林業経営体（以下「林業経営体」という。）であって、これに雇用されている者とする。

イ 研修の全日程に参加できる者。

ウ 各受講区分において、団体からそれぞれ1～2名ずつ参加できること。

受講区分については以下の（1）～（3）とおりにする。

なお、受講区分については、各事業体の組織体制や実態を踏まえ、実質的な役割に応じて判断するものとする。

(1) 経営者

林業経営体において、経営方針の決定及び組織運営全般に責任を有する者をいい、代表者、役員その他これに準ずる立場にある者とする。

(2) 管理者・職員

林業経営体において、現場従事者の指導・調整、又は事務・管理業務等を担い、組織運営の中核的役割を果たしている者をいい、現場責任者、班長、事務職員等を含むものとする。

(3) 現場従事者

林業経営体に所属し、主として伐採、造林、保育等の現場作業を行っている職員又は作業員とする。

(受講者の募集等)

第6 受講者の募集及び決定については、群馬県が行うものとする。

(研修の委託)

第7 研修は、外部に委託して実施する。なお、相手方は公募型プロポーザル方式により選定する。

(業務委託内容)

第8 第3に必要となる次の内容とする。

- (1) 研修プログラム案の企画
- (2) 研修会場の準備及び確保(駐車場を含む)
- (3) 受講者の状況を把握する事前アンケート等を実施
- (4) 講師選定
- (5) 研修プログラムの実施
- (6) 研修プログラム完了報告

(実施日程)

第9 令和8年8月～10月の間に4日間とする。(県との調整により決定)

(事業内容の公表)

第10 本事業に関わる内容及び研修現場での写真・動画等は、広く県のPR活動に使用する。

(受講申請の手続き)

第9 受講を希望する者(以下「申請者」という。)は、受講申請書(第1号様式)により知事に申請する。

(受講者の決定及び通知)

第10 受講者の決定及び通知は、次のとおりとする。

- (1) 県は、受講者を決定し、受講決定通知書(第2号様式)により受講団体に通知する。
- (2) 申請者が第4に定める人数を超えた場合は、無作為抽出による抽選により受講者を決定する。

(受講にあたっての経費)

第11 研修の受講料は無料とする。ただし、食費、研修場所までの交通費、インターネット等通信費など、受講に関連して生じる経費は受講者の負担とする。

(受講の中止)

第12 受講者は、研修の受講を中止するときは、受講中止届(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(第1号様式)

令和8年度OJT指導者研修 受講申請書

受講者1

ふりがな	
氏名	
役職	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
メールアドレス	
連絡先(携帯等)	

受講者2

ふりがな	
氏名	
役職	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
メールアドレス	
連絡先(携帯等)	

受講者3

ふりがな	
氏名	
役職	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
メールアドレス	
連絡先(携帯等)	

群馬県知事 様

上記のとおり、受講を申し込みます。

令和 年 月 日

所属名
代表者氏名

(第2号様式)

(公印省略)

林振第一号

令和 年 月 日

様

群馬県知事 山本 一太

(林業振興課)

受講決定通知書

令和8年度 OJT 指導者研修について、下記のとおり受講者と決定しましたので、通知します。

記

研修名 令和8年度 OJT 指導者研修

番号	受講者氏名
1	
2	
3	

※ 本書受領後やむを得ない事情により受講できなくなった場合は、必ず「令和8年度 OJT 指導者研修受講中止届」を届け出ること。

(第3号様式)

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 宛て

氏 名

令和8年度 OJT 指導者研修受講中止届

令和8年度 OJT 指導者研修を受講できなくなりましたので届け出ます。

理由